

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第63条の2第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進と相まって、新型コロナウイルス感染症等の影響による低迷の状態から脱却させ、持続的発展の基盤強化を図るため、中小企業者等が新しい生活様式を踏まえつつ主体的かつ計画的に行う商工業再生・再構築事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することに関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第2項に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。
- (2) 中小企業者等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する事業者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
 - エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第4条第1項に規定する法人税を納める義務がある人格のない社団等
 - カ 商店街団体等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、その他の商店街の区域に係る中小企業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行う団体で、当該商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業であつて、これらの事業を行うことにより当該商店街への来訪者の増加を通じて主として当該商店街振興組合の組合員又は当該商店街の所属員である中小企業者の事業機会の増大を図る活動を行う団体

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する中小企業者等で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項の規定による認定を受けた認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）から事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けているものとする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者（新規創業者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者）及び中心市街地において貸事務所業を営もうとする者を除く。）
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者
- (7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者
（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が行う経営の向上を図る事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 再生事業 持続可能な開発目標（平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた西暦2030年に向けての国際社会の共通目標をいう。）の推進に向けた、経済的、社会的及び環境的側面における事業活動で、次に掲げるもの
 - ア 工場又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、設備、機械、器具若しくは装置に係るエネルギーの使用の合理化（整備しようとする設備のエネルギー使用量が、補助事業の着手前に対し年3パーセント以上の削減効果を有する場合に限る。）
 - イ 再生可能エネルギーの活用（補助事業者の事業に使用するエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が、補助事業の着手前に対し3パーセント以上向上する場合に限る。）
 - ウ 女性、高齢者、障害者等の多様な人材の働きがいある雇用環境整備（従業員（役員を含む。）のうち、女性、障害者及び65歳以上の者（以下「女性等」という。）の新規雇用又は令和4年1月1日における従業員数（役員を含む。）に対する女性等が占める割合が、補助事業の実施により増加する場合に限る。）
 - エ 自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害の発生が事業活動に与える影響を踏まえ、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策として、事業継続力強化に資する設備、機器若しくは装置の整備又は導入
- (2) 再構築事業 中小企業者等が地域における農林水産物、鉱工業品、生産技術、観光資源、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみて一体である地域の特産物（以下「地域資源」という。）を生かした付加価値を創出し、かつ地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の生産性向上に資する事業活動で、次に掲げるもの
 - ア 地域資源を用いて行われる製品、商品若しくは役務の開発又は提供（労働生産性が、

補助事業の着手前の直近の事業年度に対し年3パーセント以上向上する場合に限る。)

イ 製品若しくは商品の新たな生産、製造又は販売の方式の導入、又は役務の新たな提供の方式の導入(労働生産性が、補助事業の着手前の直近の事業年度に対し年3パーセント以上向上する場合に限る。)

ウ 製品若しくは商品の生産、製造の生産性の向上に資する施設、設備、機器、装置若しくはプログラムの整備又は導入(労働生産性が、補助事業の着手前の直近の事業年度に対し年3パーセント以上向上する場合に限る。)

エ 製品、商品又は役務の新たな販売先の開拓、国外若しくは通信販売での商取引の実施

(3) 産学共同研究事業 中小企業者等が、現に有する施設、設備、機器、装置、プログラム及び技術、知識並びに技能その他の事業活動に活用される資源(以下「経営資源」という。)又は前2号の規定により整備若しくは導入する経営資源を活用し、技術に関する研究開発及びその成果の利用のために、大学、高等学校、その他の試験研究機関と共同で行う研究活動

(補助金の対象経費等)

第5条 補助事業の区分、補助金の対象経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が別表第2のいずれかに該当するときは、その該当する対象経費に対する当該補助率又は補助上限額を加算して得た補助額とする。ただし、当該補助額が次の各号に掲げる補助率又は補助上限額を超える場合にあっては、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ハード事業 補助率が10分の5を超える場合は、2分の1(補助上限額が20,000千円を超えるときは、20,000千円(償却資産のうち自動車及び軽自動車の取得にあっては、当該自動車及び軽自動車の取得に限り1,000千円とする。))

(2) ソフト事業 補助率が100分の75を超える場合は、4分の3(補助上限額が1,000千円を超えるときは、1,000千円)

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市商工業再生・再構築事業費補助金取消し(変更(中止、廃止)承認)通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更
(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。
(事業の実施状況の報告、検査等)

第11条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた補助事業が完了したときは、地方税法第383条の規定による固定資産の申告の翌月の末日までに、遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業実績書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
- (2) 当該補助事業で取得した償却資産について記載された償却資産申告書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業で取得した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産を取得した日から起算して10年を経過した場合はこの限りでない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年7月7日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、次の各号に掲げる日から適用する。

- (1) ハード事業 令和4年1月1日
- (2) ソフト事業 令和4年4月1日

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

補助事業の区分	補助金の対象経費	補助額
ハード事業	土地（遠野市内の宅地で、事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）、家屋（遠野市内に整備又は取得する店舗、工場又は倉庫に限る。）及び償却資産（取得した年の翌年1月1日において遠野市内に所在し、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定に基づき市長に申告するもの並びに同法第146条第1項、同法第147条第1項、同法第443条第1項及び同法第444条第1項の規定に基づき地方税を課す自動車及び軽自動車補助事業者の事業の用に供するものに限る。）の取得費	定額（ただし、5,000千円（償却資産のうち自動車及び軽自動車の取得にあつては、当該自動車及び軽自動車の取得に限り1,000万円）を上限に、補助対象経費の10分の2に相当する額以内の額（千円未満の端数切捨て）とする。）
ソフト事業	消耗品費、使用料、賃借料、保険料（補助事業の実施のための損害保険に限る。）、保証金（新たな役務の提供のための支払いに限る。）、修繕費、旅費交通費（商談会又は販売会の出展のための支払いに限る。）、通信費、外注費（請負費、委託料を含む。）、広告宣伝費、荷造運賃、手数料	定額（ただし、再生事業及び再構築事業にあつては、500千円を上限に、補助対象経費の10分の5に相当する額以内の額（千円未満の端数切捨て）、産学共同研究事業にあつては、2,000千円を上限（千円未満の端数切捨て）とする。）

別表第2（第5条関係）

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
補助事業の実施により、再生可能エネルギーの活用（補助事業者の事業活動に使用するエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が、補助事業の着手前に対し3パーセント以上の向上）又は温室効果ガス排出量削減等のエネルギーの使用の合理化（整備しようとする工場又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、設備、機械、器具若しくは装置に係るエネルギーの使用量が、補助事業の着手前に対し年3パーセント以上の減少）の効果の有する場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、女性の占める割合が30パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、障害者の占める割合が2.3パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において雇用する従業員のうち、65歳以上の者の占める割合が15パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、外国人労働者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者）を受け入れている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円

<p>令和4年4月1日の時点において、50人を超える常用雇用者（雇用期間の定めのない雇用で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者）がある場合</p>	<p>—</p>	<p>ハード事業 当該補助事業者が令和4年4月1日時点で雇用する常用雇用者数から50人を減じた数に、100千円を乗じた額（ただし、5,000千円を超える場合は5,000千円とする。） ソフト事業 当該補助事業者が令和4年4月1日時点で雇用する常用雇用者数から50人を減じた数に、10千円を乗じた額（ただし、500千円を超える場合は500千円とする。）</p>
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定に基づき地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合</p>	<p>—</p>	<p>ソフト事業 500千円</p>
<p>地域未来牽引企業選定実施要領（20200225地第3号）に基づき経済産業大臣から地域未来牽引企業の選定を受けている場合</p>	<p>ハード事業 10分の1</p>	<p>ハード事業 1,000千円</p>
<p>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項の規定に基づき経営革新計画の承認を受けている場合</p>	<p>ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1</p>	<p>ハード事業 1,000千円</p>
<p>中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者を含む。）が当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む建物又は償却資産を取得する場合</p>	<p>—</p>	<p>ハード事業 1,000千円</p>
<p>事業再構築指針（事業再構築補助金の執行に伴い令和3年3月17日に中小企業庁が定めた指針）に沿う事業活動（付加価値額等が、補助事業着手前の直近の事業年度に対し、当該補助事業</p>	<p>ハード事業 10分の2</p>	<p>ハード事業 5,000千円</p>

終了後5年以内に年3パーセント以上向上する事業計画を策定している場合に限る。)の場合		
マスク、消毒液、ビニールカーテン、アクリル板、空気換気設備、検温等装置、その他の感染症拡大を防止するための製品で、新しい生活様式の実践において必要とするものを生産又は提供するための事業を行う場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
補助事業者が次に掲げる認定若しくは認証を受け又は運動に参加若しくは団体に参加している場合 1 岩手県知事が定めるいわて子育てにやさしい企業等認証制度要綱第6条第1項の規定に基づき知事から認証を受け、若しくはいわて女性活躍企業等認定制度要綱第6の規定に基づき知事から認定を受け、又はいわて働き方改革推進運動に参加している場合 2 遠野市わらすっこ条例応援事業者認定制度要綱(平成21年遠野市告示第179号)第5条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 3 遠野市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年遠野市告示第95号)第5条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 4 いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバラシバいわてに企業情報及び求人情報を掲載している場合 5 いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバラシバいわての移住支援金対象法人に掲載されている場合 6 釜石地域雇用開発協会の会員 7 遠野ものづくりネットワークの会員又は北上川流域ものづくりネットワークの会員	—	ハード事業 当該補助事業者が令和4年8月1日時点で認定若しくは認証を受け又は運動若しくは団体に参加している毎に1,000千円を乗じた額 ソフト事業 当該補助事業者が令和4年8月1日時点で認定若しくは認証を受け又は運動若しくは団体に参加している毎に100千円を乗じた額
補助事業者が新規創業者であると認められる場合	ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
新型コロナウイルス感染症等に起因して、事業活動に係る取引の数量の減少その他の当該補助事業者の経営の安定に支障が生じる相当な収入の減少があり、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定に基づく経営の安定に支障を生じていると認められる場合又は同条第6項の規定に基づく認定を受	ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円

けている場合		
市内で生産された農林水産物（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものを含む。）又は食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品を除く。））の輸出事業を実施し、その輸出先国及び販売先事業者が確定し、かつ当該補助事業者が単独で又は販売先事業者と共同して、商談会及び販売会の事業を行う場合	ソフト事業 10分の 2	
インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて地域資源を用いた製品、商品若しくは役務の提供、販売その他の需要の開拓を図る事業の場合	ソフト事業 10分の 2	
情報通信の業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体の設置、導入又は整備する事業の場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 2	
補助事業者が遠野市産業まつりに出店又は連携行事を主催する場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ソフト事業 100千円
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域で行う事業と認められる場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ハード事業 5,000千円 ソフト事業 300千円
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域において、空き店舗（令和 4 年 1 月 1 日時点において商店街団体等又は中小企業者の事業の用に供していない建物）の利活用と認められる場合	ハード事業 10分の 2 ソフト事業 10分の 1	ハード事業 10,000千円 ソフト事業 300千円
補助事業者が商店街団体等であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域で行う事業と認められる場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ソフト事業 100千円

別表第3（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	<p>遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請書</p> <p>1 市税納税状況等確認承諾書</p> <p>2 遠野市商工業再生・再構築事業費補助金に係る宣誓及び同意書</p> <p>3 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請に関する確認書</p> <p>(2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の写し</p> <p>(3) 先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し</p> <p>3 取得しようとする設備の見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類</p> <p>4 取得しようとする設備の仕様書、カタログその他の当該設備の概要が確認できる書類</p> <p>5 ハード事業にあつては、事業実施場所の現況（補助事業に着手する前の状態）の写真（ソフト事業で修繕費の支出がある場合も含む。）</p> <p>6 決算書（直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書）の写し</p> <p>7 補助事業区分に応じ、当該補助事業区分の適用を証する書類</p> <p>(1) 再生事業 次のいずれかの書類</p> <p>ア エネルギー使用量が年3パーセント以上の削減効果を有することを証する書類</p> <p>イ 事業全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が3パーセント以上向上することを証する書類</p> <p>ウ 従業員名簿（ただし、女性、障害者又は65歳以上の雇用がわかるもの）</p> <p>エ 水防法（昭和24年法律第193号）第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域、その他の将来において自然災害による被害が想定されることを証する書類</p> <p>(2) 再構築事業 労働生産性が年3パーセント以上向上することを証する書類</p> <p>8 第5条第2項の規定（別表2）を適用する場合、当該適用を証する次のいずれかの書類</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	<p>令和4年10月31日</p> <p>（ただし、補助金交付申請による補助金交付決定額が予算に達しない場合は、市長が別に定める日とする。）</p>

	<p>(1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類</p> <p>(4) 常用雇用者が50人を超える場合 常用雇用者数を証する次に掲げる書類</p> <p>ア 従業員名簿（ただし常用雇用者を記載したものに限る。）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 雇用保険事業所別被保険者台帳の写し</p> <p>(5) 地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合 承認通知書の写し</p> <p>(6) 地域未来牽引企業の選定を受けている場合 選定書の写し</p> <p>(7) 経営革新計画の承認を受けている場合 承認を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(8) 先端設備等導入計画の認定を受け、当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む建物又は償却資産を取得する場合 認定を証する書類の写し（ただし、2（3）に規定する書類を提出する場合は、不要。）</p> <p>(9) 新しい生活様式の実践において必要とするものを生産又は提供する場合 当該製品の生産又は提供を証する契約書、注文書、請書その他の生産又は提供を証する書類の写し</p> <p>(10) いわて子育てにやさしい企業等認証制度要綱第6条第1項の規定に基づき知事から認証を受けている場合 認証を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(11) いわて女性活躍企業等認定制度要綱第6の規定に基づき知事から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(12) いわて働き方改革推進運動に参加している場合 参加していることを証する書類の写し</p>	
--	---	--

	<p>(3) 遠野市わらすっこ条例応援事業者認定制度要綱（平成21年遠野市告示第 179号）第 5 条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(4) 遠野市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年遠野市告示第95号）第 5 条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(5) いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわてに企業情報及び求人情報を掲載している場合又は移住支援金対象法人に掲載されている場合 掲載を証する書類</p> <p>(6) 新規創業者の場合 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症等に起因して、経営の安定に支障を生じていると認められる場合 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定書又は中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定による認定書の写し</p>		
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する書類	<p>遠野市商工業再生・再構築事業費補助金補助金変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類</p> <p>2 その他市長が必要と認める書類</p>	第 5 号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第 8 条第 1 項に規定する書類	遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請取下げ届出書	第 6 号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第 1 項に規定する書類	<p>遠野市商工業再生・再構築事業費補助金請求書</p> <p>1 遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業実績書</p> <p>2 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書の写しその他の償却資産の取得額を証する書類</p> <p>3 当該補助事業で取得した土地若しくは建物の写真、売買契約書の写し、登記事項証明書の写又は図面（位置図、配置図、見取図等）し又は償却資産の写真、当該償却資産の取得に係る契約書（発注書、納品書等）の写し、請求書の写し、領収書（インターネットバンキングでの支払の場合は、その振込日以降に補助事業者の口座から振り込ま</p>	第 7 号 第 8 号	補助事業の完了日から30日以内又は令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い日

	れたことが確認できるデータ又は画面の画像を含む。)の写し 4 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類		
--	---	--	--

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請書

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により遠野市商工業再生・再構築事業費補助金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業者の基本情報

法人番号	□□□□□□□□□□
商号（団体名・屋号）	
本社（本店）所在地	〒 □□□□□□□□
.....	
.....	
電話() -	
法人の代表者の役職名	
(フリガナ)	
代表者役職名及び氏名	

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名	
所在地	〒 □□□□□□□□
.....	
.....	
電話() -	
(フリガナ)	
担当者氏名	
メールアドレス	

事業者の概要

業種（日本産業分類）	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
常用雇用者（構成員）数 (令和4年4月現在)	人 (うち女性の人数 人 障害者の人数 人 高齢者(65歳以上)の人数 人 外国人(実習生含む)の人数 人 うち事業者数 人、事業者以外 人)

2 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 補助事業の内容

(1) 再生事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円
うち車両			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

③ SDGs 対応の効果

- ・再生可能エネルギーの活用、温室効果ガス排出量削減等の事業で利用するエネルギーの効率化
 - 整備しようとする設備のエネルギー使用量が、補助事業の着手前に対し年3パーセント以上の削減効果を有がある。
 - 事業に使用するエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が、補助事業の着手前に対し3パーセント以上向上

- ・施設のバリアフリー化等の働きがいある雇用環境整備
 - 女性従業員が増加又は従業員のうち、女性の占める割合が増加する。
 - 障害者の従業員数が増加又は従業員のうち障害者の占める割合が増加する。
 - 高齢者（65歳以上）の従業員数が増加又は従業員のうち高齢者の占める割合が増加する。

- ・自然災害発生時における業務継続のための防災減災対策
 - 補助事業の着手により当該被害の発生を将来抑止できる。

※上記のいずれかの欄にレ点を付して（）選択してください。

※補助金の申請の際は、上記の選択した内容を証する書類を添付してください。

（例：使用エネルギー量がわかる設備のカタログの写し、補助事業者が事業全体で使用する電力量がわかるもの、従業員名簿（ただし、男女比や障害者雇用の状況がわかるもの）、過去の災害で被害を受けたことがわかるものなど）

(2) 再構築事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円
うち車両					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

③ 労働生産性の向上

先端設備等導入計画の認定を受けている。(認定年月日 年 月 日)

先端設備等導入計画の認定を受けていないので、次のとおり労働生産性の向上を計算し、年3パーセント以上向上を計画している。

(労働生産性の向上)

A 直近の事業年度の労働生産性の計算

営業利益 円 …a
 人件費 円 …b
 減価償却費 円 …c
 (計) 円 …d (a+b+c)
 従業員数 人 …e
 労働生産性 円/人 …A (d÷e)

B 補助事業で見込まれる労働生産性の計算

営業利益 円 …f
 人件費 円 …g
 減価償却費 円 …h
 (計) 円 …i (f+g+h)
 従業員数 人 …j
 労働生産性 円/人 …B (i÷j)

C 労働生産性の向上率の計算

$(B - A) \div A \times 100$ %

(3) 産学共同研究事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円
うち車両					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

③ 産学官共同研究の説明

研究課題

研究の概要

大学等研究機関

学部、学科、所属等

研究者の職名及び氏名

行政機関及び担当課等の名称

4 補助事業区分及び補助額の計算

(1) 補助額（基本となる補助率及び補助上限額）

補助事業区分	補助率（補助上限額）
再生事業	ハード事業 2/10 (上限 500万円) …C
	ソフト事業 5/10(1/2) (上限 50万円) …D
再構築事業	ハード事業 2/10 (上限 500万円) …E
	ソフト事業 5/10(1/2) (上限 50万円) …F
産学官共同研究事業	ハード事業 定額 (上限 500万円) …G
	ソフト事業 定額 (上限 200万円) …H

(2) 加算できる補助率及び補助上限額

要件	補助率の加算（補助上限額の加算）
整備しようとする設備等のエネルギー使用量が、補助事業の着手前に対し年5%以上削減につながる。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算
くるみんの認定を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
えるぼしの認定を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
ユースエールの認定を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
従業員のうち女性の占める割合が30%以上	ハード事業 上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
従業員のうち障害者の占める割合が2.3%以上	ハード事業 上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
従業員のうち65歳以上高齢者の占める割合が15%以上	ハード事業 上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
外国人労働者(技能実習等)を受け入れている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 上限 10万円加算
常用雇用者が50人を超えている。	ハード事業 上限 _____万円加算 上限額の計算 $\left[\begin{array}{l} (\text{従業員数 人}) - 50人 = \text{人} \dots k \\ k \times 10\text{万円} = \text{円} \dots 1 \end{array} \right]$ ※1の値が500万円を超えるときは、500万円 ソフト事業 上限 _____万円加算 上限額の計算 $\left[\begin{array}{l} (\text{従業員数 人}) - 50人 = \text{人} \dots m \\ m \times 1\text{万円} = \text{円} \dots n \end{array} \right]$ ※nの値が50万円を超えるときは、50万円
地域経済牽引事業計画の承認を受けている。	ソフト事業 上限 10万円加算
地域未来牽引企業の選定を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算
経営革新計画の承認を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 補助率 1/10加算
先端設備等導入計画の認定を受けている。	ハード事業 補助率 1/10加算、上限 300万円加算

事業再構築指針に沿う事業活動である。		ハード事業 補助率 2/10加算、上限 500万円加算
新しい生活様式の実践において必要とするものの生産又は提供		ハード事業 補助率 1/10加算、上限 200万円加算
右記のいずれかの認証、認定を受けている、又は運動若しくは団体に参加している。		ハード事業 上限 _____万円加算 ソフト事業 上限 _____万円加算 (以下の認証、認定又は参加数 件)
		いわて子育てにやさしい企業の認証
		いわて女性活躍企業の認定
		いわて働き方改革推進運動に参加
		遠野市わらすっこ条例応援事業者の認定
		消防団協力事業所の認定
		シゴトバクラシバいわて企業情報・求人情報掲載
		シゴトバクラシバいわて移住支援金対象法人
		釜石地域雇用開発協会の会員 遠野ものづくりネットワークの会員
遠野市創業塾を受講（予定を含む。）		ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 10万円加算
今もコロナの影響（15%以上の売上減）がある。		ハード事業 補助率 1/10加算、上限 100万円加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 10万円加算
海外への輸出の実施（商談が成立している。）		ソフト事業 補助率 2/10加算、上限 10万円加算
インターネットでの販売の実施		ソフト事業 補助率 2/10加算、上限 10万円加算
D Xの導入		ハード事業 補助率 1/10加算 ソフト事業 補助率 2/10加算
遠野市産業まつりに出店又は連携行事を主催		ハード事業 補助率 1/10加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 10万円加算
中心市街地の区域内の事業		ハード事業 補助率 1/10加算、上限 500万円加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 30万円加算
中心市街地の空き店舗の利活用		ハード事業 補助率 2/10加算、上限 1,000万円加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 30万円加算
商店街団体等が中心市街地で事業実施		ハード事業 補助率 1/10加算 ソフト事業 補助率 1/10加算、上限 10万円加算

※あてはまる箇所に○印を記入してください。

5 補助金の計算

(1) 再生事業の事業費及び補助金

① ハード事業の事業費及び補助金の計算

	事業費	×	補助率	=	補助金の額
土地の取得額	円	×		=	円
建物の取得額	円	×		=	円
償却資産の取得額	円				
(うち車両以外)	円	×		=	円
(うち車両)	円	×		=	円
(計)	円				

適用される補助率 /
 補助上限額 円
 補助金の計算 円 …(1)①

② ソフト事業

事業費	円
-----	---

適用される補助率 /
 補助上限額 円
 補助金の計算 円 …(1)②

(2) 再構築事業の事業費

① ハード事業の事業費及び補助金の計算

	事業費	×	補助率	=	補助金の額
土地の取得額	円	×		=	円
建物の取得額	円	×		=	円
償却資産の取得額	円				
(うち車両以外)	円	×		=	円
(うち車両)	円	×		=	円
(計)	円				

適用される補助率 /
 補助上限額 円
 補助金の計算 円 …(2)①

② ソフト事業

事業費	円
-----	---

適用される補助率 /
 補助上限額 円
 補助金の計算 円 …(2)②

(3) 産学官共同研究事業の事業費

① ハード事業の事業費

土地の取得額	円
建物の取得額	円
償却資産の取得額	円
(うち車両以外)	円
(うち車両)	円
(計)	円

適用される補助上限額 円
補助金の計算 円 …(3)①

② ソフト事業

事業費	円
-----	---

適用される補助上限額 円
補助金の計算 円 …(3)②

(4) 補助事業の区分毎の補助金の計算

単位：円

	ハード事業	ソフト事業	合計	備考
再生事業				
再構築事業				
産学官共同研究事業				
合計				

(5) 補助金の交付申請額

円

※事業費に補助率を掛けて計算した額を記載してください。
ただし、計算した額が補助上限額を超える場合は、補助上限額を記載してください。

6 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認承諾書（様式第2号）
- (2) 遠野市商工業再生・再構築事業費補助金に係る宣誓及び同意書（様式第3号）
- (3) 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類
 - ア 遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請に関する確認書（様式第3号）
 - イ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の写し
 - ウ 先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し
- (4) 取得しようとする設備の見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類
- (5) 取得しようとする設備の仕様書、カタログその他の当該設備の概要が確認できる書類
- (6) ハード事業にあつては、事業実施場所の現況（補助事業に着手する前の状態）の写真（ソフト事業で修繕費の支出がある場合も含む。）
- (7) 決算書（直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (8) 補助事業区分に応じ、当該補助事業区分の適用を証する書類
 - 再生事業 次のいずれかの書類
 - （温室効果ガス排出量削減等の事業の場合）
 - ・エネルギー使用量が年3%以上の削減効果を有することを証する書類
 - ・事業全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が年3%以上向上することを証する書類
 - （雇用環境整備の事業の場合）
 - ・従業員名簿（ただし、女性、障害者又は65歳以上の従業員数がわかるもの）
 - （事業継続力強化の事業の場合）
 - ・ハザードマップなど、将来において自然災害による被害が想定されることを証する書類
 - 再構築事業 労働生産性が年3%以上向上することを証する書類
（(3)ウの先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写しがある場合は、添付不要）
 - 産学官共同研究事業 産学官が連携して行う共同研究であることを証する書類
- (9) 補助率又は補助上限額の加算を受けるため、加算要件を満たすことを証する書類
 - くるみんの認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し
 - えるぼしの認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し
 - ユースエールの認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類
 - 常用雇用者が50人を超える場合 常用雇用者数を証する次に掲げる書類
 - ・従業員名簿（ただし常用雇用者を記載したものに限る。）
 - ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - ・雇用保険事業所別被保険者台帳の写し
 - 地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合 承認通知書の写し
 - 地域未来牽引企業の選定を受けている場合 選定書の写し（A4）

- 先端設備等導入計画の認定を受け、当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む建物又は償却資産を取得する場合 認定を証する書類の写し（ただし、(2)ウの先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写しがある場合は、添付不要）
- 新しい生活様式の実践において必要とするものを生産又は提供する場合 当該製品の生産又は提供を証する契約書、注文書、請書その他の生産又は提供を証する書類の写し
- いわて子育てにやさしい企業の認証を受けている場合 認証を受けていることを証する書類の写し
- いわて女性活躍企業の認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し
- いわて働き方改革推進運動に参加している場合 参加していることを証する書類の写し
- いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわてに企業情報及び求人情報を掲載している場合又は移住支援金対象法人に掲載されている場合 掲載を証する書類
- 遠野市わらすっこ条例応援事業者の認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し
- 遠野市消防団協力事業所の認定を受けている場合 認定を受けていることを証する書類の写し
- 新規創業者 遠野市特定創業支援等事業に関する証明書の写し
- 新型コロナウイルス感染症の影響（15%以上の売上の減少）がある場合 次のいずれかの書類
 - ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書の写し
 - ・中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書の写し

様式第2号（第6条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金に係る宣誓及び同意書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金申請にあたり、次に掲げる事項について宣誓又は同意します。

（宣誓又は同意する事項の □欄に、レ印を記載してください。）

- 補助事業者は、遠野市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有しています。
- 補助事業者は、遠野市商工業再生・再構築事業費補助金に申請する事業に、この補助金のほか、国、県等から補助金を受けていません。
- 補助事業者が提出した遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- この補助金の交付に関し、市長が補助事業者に対して、関係書類の提出を求めたり、又は立入検査等の調査を行うときは、これに応じます。
- 不正受給が判明した場合には、補助金の返還等を行います。
- 補助事業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する規制の対象となる事業は行っていません。
- 補助事業者は、補助金の交付の申請から補助金の受領後においても、次のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

- ・ 団体が暴力団であるとき又は団体の役員が暴力団員であるとき。
- ・ 団体の役員が、団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ・ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- （その他必要な事実確認に同意する場合は、その内容）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者（補助事業者）
住所（所在地）
商号（団体名・屋号）
氏名（代表者氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

遠野市長 様

補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金請求書

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定

令和 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額

円

2 請求額

金

円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 添付書類

(1) 事業実績書（様式第8号）

(2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(3) 補助金の交付指令書の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、4の添付書類を提出すること。

遠野市長 様

補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業実績書

遠野市商工業再生・再構築事業費補助金事業が完了したので、遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定

令和 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 決定を受けた補助率及び補助上限額

① ハード事業

補助率 / 上限額 円

② ソフト事業

補助率 / 上限額 円

(3) 補助金の交付決定額

金 円

2 補助事業の区分、事業費

4 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

5 補助事業の内容

(1) 再生事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

(2) 再構築事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

(3) 産学共同研究事業

① ハード事業

ア 土地

	土地の位置及び地目	取得予定年月	面積	筆数	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

イ 建物

	建物の位置及び用途	取得予定年月	延床面積	構造	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
合計					円

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

ウ 償却資産

	償却資産の名称及び型式	取得予定年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

② ソフト事業

	項目	内容	支出額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
合計			円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

6 添付書類

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
- (2) 当該補助事業で取得した償却資産について記載された償却資産申告書の写し
- (3) その他当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者（申請者）

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

様

遠野市長



遠野市商工業再生・再構築事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市商工業再生・再構築事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市商工業再生・再構築事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容